

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2020.02.05施行行政省令等対応 (2 / 3)

3の2 (1) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、 毒素若しくはそのサブユニット 又は遺伝子であつて、 経済産業省令で定めるもの	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第2条の2 [第1項] 輸出令別表第1の3の2の項 (1) の経済産業省令で定めるものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
二 細菌 (ワクチンを除く。) であつて、	【 】		
アルゲンチネンス菌 (ボツリヌス神経毒素産生株に限る。)	[]] 除外
<u>ウェルシュ菌</u> (イブシロン毒素産生型のものに限る。)、	[]		
ウシ流産菌、	[]		
オウム病クラミジア、	[]		
<u>牛肺疫菌</u> (小コロニー型)、	[]		
コクシエラ属パーネッティイ、	[]		
コレラ菌、	[]		
志賀赤痢菌、	[]		そ
炭疽菌、	[]		* 疽
チフス菌、	[]		
腸管出血性大腸菌 (血清型O26、O45、O103、O104、 O111、O121、O145及びO157)、	[]		しん
発疹チフスリケッチア、	[]		* 疹
バラチ菌 (ボツリヌス神経毒素産生株に限る。)、	[]		
鼻疽菌、	[]		
ブタ流産菌、	[]		
ブチリカム菌 (ボツリヌス神経毒素産生株に限る。)、	[]		
ペスト菌、	[]		
ボツリヌス菌、	[]		
マルタ熱菌、	[]		
<u>山羊伝染性胸膜肺炎F38株</u>	[]		と
野兔病菌、	[]		* 兔
又は類鼻疽菌	[]		そ * 疽
三 毒素 (免疫毒素を除く。) であつて、	【 】		
アフラトキシン、	[]] 除外
アブリン、	[]		
ウェルシュ菌毒素 (アルファ、ベータ1、ベータ2、 イブシロン又はイオタの毒素に限る。)、	[]		
HT-2トキシン、	[]		
黄色ブドウ球菌毒素 (腸管毒素、アルファ毒素 及び毒素性ショック症候群毒素)、	[]		
<u>コノトキシン</u> 、	[]		
コレラ毒素、	[]		
志賀毒素、	[]		
<u>ジアセトキシスシルペノール</u> 、	[]		
T-2トキシン、	[]		
テトロドトキシン、	[]		
<u>ビスカミン</u> 、	[]		
<u>ボツリヌス毒素</u>	[]		
ボルケンシン、	[]		
マイクロシチン 又はモデシン	[]		
四 前号に該当するもののサブユニット	【 】		→前号 =三号

